

2023年度（令和5年度）新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

対象となる事業所・施設等		対象経費※通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成	
		【緊急時の介護人材確保に係る費用】	【職場環境復旧・環境整備に係る費用】
(ア)	新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）に対応した介護サービス事業所・施設等	①	利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む）
		②	感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
		③	感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）
		④	病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等
(イ)	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（（ア）①に該当しない場合）	○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	○介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 ○感染性廃棄物の処理費用 ○在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 ○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
(ウ)	介護サービス事業所・施設等と連携する事業所・施設等（利用者の受け入れ、応援職員の派遣） ※以下の介護サービス事業所・施設等と連携 ・（ア）の①に該当する介護サービス事業所、施設等 ・自主的に休業した介護サービス事業所	○連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費	○職員による感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等に限る） ○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ○職員による感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等に限る） ○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（高齢者施設等に限る）